

男鹿市告示第 7 5 号

男鹿市若者・子育て世帯住宅改修等支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 4 月 1 日

男鹿市長 菅 原 広 二

男鹿市若者・子育て世帯住宅改修等支援事業補助金交付要綱

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 若者・子育て世帯住宅改修（第 3 条－第 6 条）

第 3 章 補助金の交付手続き等（第 7 条－第 1 4 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この告示は、市内の業者を活用して住宅の改修工事（以下「工事」という。）を行う者に対し、男鹿市若者・子育て世帯住宅改修等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することにより、市内経済の活性化及び市民の居住環境の質の向上を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第 2 条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 持ち家 自己又は配偶者等が所有する住宅であって、自己居住に供するものをいう。

- (2) 中古住宅 人が居住していたことがあり、現に空き家（所有権移転登記受付日の前日時点で居住者又は、利用者がいない住宅（貸家を除く。））のことをいう。（住宅を所有していた者等により、中古住宅であったことが証明できるものに限る。）ただし、世帯員の３親等以内の親族からの購入を除く。
- (3) 住宅改修 対象住宅の機能や性能を維持・向上させるため、住宅及び住宅の一部を修繕、補修、模様替え又は更新（取替え）・減築などを行うことをいう。
- (4) 増改築 対象住宅の増築又は改築（既存の住宅の一部を解体し造り替えること。）のことをいう。
- (5) 若者世帯 年度の４月１日現在において夫婦のみの世帯で、かつ、夫婦ともに３９歳以下の世帯をいう。
- (6) 子育て世帯 年度の４月２日現在において満１８歳未満の子どものいるもの又は妊婦がいる世帯のことをいう。

第２章 若者・子育て世帯住宅改修

（補助金の交付対象者）

第３条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に住所を有する者で、補助対象者及び工事する住宅の居住者に市税の滞納がないもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 若者世帯であること。
- (2) 子育て世帯であること。

（補助金の交付対象住宅）

第４条 補助金の交付対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、一戸建て住宅（住宅用の車庫、物置含む。併用住宅の場合は、住宅の延べ面積が、建物全体の延べ面積の２分の１（住宅用の車庫、物置の面積を除く。）以上であること。）で、自己、配偶者、親、配偶者の親、祖父母、配偶者の祖父母が所有し、自ら居住している住宅であるものとする。ただし、中古住宅の場合は中古住宅を購入し、令和７年４月１日以降に取得し、補助対象者の名義で所有権を取得した（登記し

た場合に限る）住宅であるものとする。

（補助金の交付対象工事等）

第5条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）の施工条件は、次の各号の全てに該当する工事とする。

- (1) 補助対象工事に要する費用が50万円（消費税及び地方消費税相当分を含む）以上であること。
- (2) 令和8年4月1日以降に着工し、令和9年3月12日までに完了する工事であること。
- (3) 市内の業者（市内に事業所を有する法人及び市内に住所を有する個人事業者）が施工する工事であること。

2 補助対象工事は、次の各号のいずれかに該当する工事とする。

- (1) 補助対象住宅の機能や性能を維持・向上させるための住宅改修工事
- (2) 補助対象住宅の増改築のための工事
- (3) その他市長が認める工事

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は、補助金の交付の対象としないものとする。

- (1) 別棟の車庫・物置の改修工事
- (2) 公共事業の施行に伴う補償費の対象となる工事
- (3) 門及び塀等の外構工事
- (4) 他の助成制度を利用する場合で、当該助成制度で重複計上が認められない工事の全部又は一部
- (5) その他、補助金の交付が適当でないと認められる工事

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 持ち家 工事に要した費用（消費税及び地方消費税相当分を含む。）の15パーセント相当額とする。ただし、当該金額が30万円を超えるときは、30万円を限度とする。
- (2) 中古住宅 工事に要した費用（消費税及び地方消費税相当分を含む。）の20パーセント相当額とする。ただし、当該金額が40万円を超えるときは、40万円を限度とする。

2 前項の場合において千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

第3章 補助金の交付手続等

(補助金の交付申請)

第7条 申請者は、工事着手前に男鹿市若者・子育て世帯住宅改修等支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 工事見積書の写し
- (2) 申請者及び同居者の市税の完納を証する書類
- (3) 工事を行う住宅の位置図
- (4) 工事着手前の写真
- (5) 同意書
- (6) 同居者構成内訳書（妊婦がいる場合は母子手帳の写し）
- (7) 中古住宅の購入に該当する場合は、中古住宅の空き家期間証明書（様式第2号）
- (8) 中古住宅の購入に該当する場合は、中古住宅の売買契約書の写し
- (9) 中古住宅の購入に該当する場合は、建物の登記事項証明書の写し
- (10) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、一の補助対象住宅について、同一年度内に1回とする。ただし、先に補助金を受けた改修工事箇所又は工事内容と異なる工事で、工事年度が異なる場合はこの限りでない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請書が提出されたときは、当該申請に係る書類の審査及び現地調査等により申請内容が適正であるか調査し、適正と認めたときは補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに決定の内容を男鹿市若者・子育て世帯住宅改修等支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更又は廃止)

第9条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助決定者」という。）が、申請の内容を変更又は廃止するときは、男鹿市若者・子育て世帯住宅改修等支援事業補助金変更・廃止申請書（様式第4号）に内容を確認できる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の内容を審査し、変更又は廃止を決定した場合は、男鹿市若者・子育て世帯住宅改修等支援事業補助金変更・廃止決定通知書（様式第5号）により補助決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助決定者は、補助の対象工事が完了したとき（増築又は改築工事の場合において、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認済証の交付を受けたときは、同法第7条第4項及び同法第7条の2第4項の規定に基づく検査を受けた日、それ以外の工事にあつては工事請負業者から当該工事の引渡しを受けた日）は、完了した翌日から起算して20日以内又は令和9年3月12日のいずれか早い日までに、男鹿市若者・子育て世帯住宅改修等支援事業補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 工事代金領収証の写し

(2) 工事完了後の施工箇所の写真

(3) 増築又は改築工事の場合で建築基準法第6条第1項の規定による確認済証の交付を受けたときは、同法第7条第5項及び同法第7条の2第5項の規定に基づき交付された検査済証の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による報告書が提出された場合は、当該報告に係る書類の審査及び現地調査等により報告内容を検査し、適正と認めたときは、補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、速やかに確定の内容を男鹿市若者・子育て世帯住宅改修等支援事業補助金確定通知書（様式第7号）により補助決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第 1 2 条 前条の規定により通知を受けた補助決定者が補助金の請求をするときは、男鹿市若者・子育て世帯住宅改修等支援事業補助金交付請求書（様式第 8 号）により市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金交付請求書が提出されたときは、当該提出のあった日より起算して 3 0 日以内に、補助決定者の指定する金融機関の口座に補助金を振り込むものとする。
（補助金の返還等）

第 1 3 条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の決定を取り消すこととし、その内容を男鹿市若者・子育て世帯住宅改修等支援事業補助金交付決定取消し通知書（様式第 9 号）により補助決定者に通知するものとする。この場合において、既に補助金が交付されているときは、男鹿市若者・子育て世帯住宅改修等支援事業補助金返還命令書（様式第 1 0 号）により交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(1) この要綱に定める補助金の交付要件を欠くに至ったとき。

(2) 補助金の申請に関し、偽りその他不正の行為があったとき。

(3) 前 2 号に定めるもののほか、市長が補助金を交付するものとしてふさわしくないと認めたとき。

2 前項の規定による返還命令を受けた者は、命令を受けた日から起算して 6 0 日以内に補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

（補則）

第 1 4 条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。